

## 川越シャトル 各路線案における見直しの方向性

路線案	見直しの方向性	内 容
10	平日と休日における一部の便を短縮化して運行	名細市民センター以降の区間で利用者が少ない平日と休日の一部の便を、名細市民センター発着とする。
11	利用が少ない区間の一部減便 休日の運行便数の見直し 休日における一部の便を短縮化して運行	笠幡駅から西後楽会館までの区間の利用者が少ないため、この区間を運行する一部の便を減便する。 (ただし、西後楽会館の運用変更等により、運行ダイヤの編成までにこの区間の利用者がコロナ以前の水準に戻ったことが確認できた場合は、減便は行わない。) 休日の利用が大幅に少ないため、減便する。 また、イーグルバス川越営業所以降の区間で利用者が少ない休日の一部の便を、イーグルバス川越営業所発着とする。
20	休日の運行便数の見直し	休日の利用が大幅に少ないため、減便とする。
21	増便の検討	
22	—	
23	休日の運行便数の見直し	休日の利用が大幅に少ないため、減便する。
30	利用が多い区間について、一部の便を短縮化して運行	南文化会館と総合福祉センターをつなぐ長距離路線であるため、一部の便について、特に利用が多い南文化会館から川越駅東口間の短距離便として運行する。
31	利用が多い区間について、一部の便を短縮化して運行 (併せて増便の検討)	上福岡駅西口と総合福祉センターをつなぐ長距離路線であるため、一部の便について、特に利用が多い上福岡駅西口から川越駅東口間の短距離便として運行することで増便できないか、検討する。
32	他の路線と統合	多くの区間が他の路線(30・31系統)と同じルートであり、他の路線で代替が可能であるため、統合する。
33	低利用区間の廃止 見直し後における利用状況の経過観察	高階市民センターで乗降する利用者が少ないため、ここに乗り入れる区間を廃止する(砂新田四丁目と南之台公園間における高階分署～高階市民センター～高階分署の区間を廃止)。 また、系統全体の利用者が少ないため、見直し後は1年を目途に利用状況を経過観察し、路線の必要性について審議会で審議する。
34	低利用区間の廃止	川越駅東口から川越駅東口までの循環区間の利用者が少ないため、その区間を廃止し、川越駅東口と新河岸駅東口間をつなぐ路線とする。
40	休日の運行便数の見直し 休日における一部の便を短縮化して運行	休日の利用が大幅に少ないため、減便とする。 また、川越運動公園以降の区間で利用者が少ない休日の一部の便を、川越運動公園発着とする。
41	運行ルートの一部見直し 休日における一部の便を短縮化して運行	道路の幅員が狭いうえに見通しも良くなく、一般車両の事故が複数回発生している砂東バス停付近について、運行ルートを変更し、安全性を確保する(新河岸駅東口と旭橋西間の運行ルートを変更)。 農業ふれあいセンター以降の区間で利用者が少ない休日の一部の便を、農業ふれあいセンター発着とする。

※あくまでも現時点における見直しの方向性であり、実際は各路線(運行ルート)が確定した後に運行ダイヤの編成を行い、便数等が確定することとなりますので、ご了承ください。